

大阪市告示第120号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年1月31日

大阪市長 横山英幸

| 施設名                        | 年 月 日                  |
|----------------------------|------------------------|
| 大阪市立<br>西淀川スポーツセンター<br>体育場 | 令和7年2月1日（土）から同月7日（金）まで |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）